令和〇〇年（少）第〇〇号　恐喝保護事件

意見書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

福岡家庭裁判所　御中

少年　〇　〇　〇　〇

付添人弁護士　福　岡　九州男

第１　意見

　　少年には保護観察が相当である。

第２　理由

1　要保護性

少年の要保護性については、前回審判に先立って提出した令和〇年〇月〇日付意見書において詳細に主張したとおりである。すなわち、成績不振や部活動でレギュラーを外されたことなどから学校に行くのが嫌になり、夜遊びをする中で不良交友を開始し、不良仲間と行動する中で、いわゆるカツアゲを行ったというものである。

2　試験観察中の状況

(1) 少年の精神状態は、試験観察となって以降も、落ち着いて推移しており、現在は、シーズンとなったアイスホッケーの練習・試合とアルバイト、学業に専念している。

(2) 学校については、本件事件当時、通っていた学校は、辞めざるを得なくなったものの現在は、通信制のA高等学校に通うようになっており、学業にも前向きに取り組んでいる。順調にいけば、今年度中には卒業でき、高卒資格を取得できる見込みである。

(3) 保護司であるB氏のところにも休まず定期的に通っており、B氏としても、生活面、感情面でも少年の落ち着きを感じているとのことである。

(4) 少年は、事件の発端となったTwitterのアカウントを変更するなどして、本件事件でかかわりのあった少年らとの交流を断っている。

3　少年の成長と交友範囲の変化

(1) 少年は、本件事件における逮捕勾留・観護措置期間を経て、自らの立ち位置や、 今後の生きる方向性などを十分に考えるようになった。試験観察中も、資格試験の本を自ら購入して読むなどしていた。

(2) また、感情的、短絡的に行動することなどを反省し、過去のとらわれることなく、将来の自分のために必要な行動に集中するようになっている。

第３　結論

　　　少年については、十分に生活は落ち着いており、試験観察を継続する必要性はないといえる。

　他方で、まだ多感な年ごろであることから、悩み等が生じることもあると思われるので、引き続きB氏の助言を聞きながら、新たな課題を解決していくことが望ましいといえる。よって、冒頭記載の通り意見を述べる。

以上